

所 管	市民サービス部市民課		
担 当	瀬瀬	問い合わせ	0573-26-6812

報 道 機 関 各位

窓口業務の平日開庁時間の変更について

市では、平日午後6時までに延長していた西庁舎1階フロアおよび税務課の窓口業務の開庁時間を下記のとおり変更しますので、お知らせします。

記

1. 開庁時間 平日午前8時30分から午後5時15分
 (変更前) 平日午前8時30分から午後6時
2. 変更日 令和7年4月1日(火曜日)
3. 対象課 市民課、保険年金課、税務課、社会福祉課、高齢福祉課
4. 経 緯 市では、仕事などで昼間に来庁できない市民に対するサービスとして、市民課窓口は平成18年10月から、市民課以外の西庁舎1階フロアと税務課の窓口は令和2年9月から、午後6時まで窓口を延長しています。
 本年2月から証明書のコンビニ交付サービスが開始され、市役所の開庁時でも証明書を取得できるようになったことなどにより、窓口を利用する方の減少が見込まれることから、窓口の開庁時間を通常に戻すこととします。
5. その他 休日開庁は、引き続き原則毎月最終日曜日に実施します。
 ※市民課、保険年金課、税務課、社会福祉課が行う業務の一部を取り扱います